

厳しい経営状況に対応「相談会付マネジメントセミナー」
「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」
「セーフティネット貸付」の説明会と相談会

2009年4月10日(金) 於：産業貿易センタービル

昨今の厳しい経営状況に対応し、初の試みで相談会付マネジメントセミナーを実施した。今回は、企業収益の悪化から事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象にした「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」や「セーフティネット貸付」制度が拡充されたこともあり、実態に詳しい第一人者より具体的に説明をいただいた。さらに説明会の後、希望者に対する個別相談も行った。

「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」

神奈川労働局 職業安定部職業対策課

事業所給付監査官 島津 正明 氏

景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成する。

【主な受給の要件】

(1)最近3ヶ月間の売上高又は生産量等がその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少。

※中小企業は最近3カ月の売上高又は生産量等がその直前3カ月又は前年同期比で減少。また前期決算等の経常利益が赤字。(生産量が5%以上減少している場合は不要)

(2)従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行う。(H21年2/6から当面の期間、当該事業所の対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)も助成の対象)

(3)3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。

【受給額】

○休業等・休業手当相当額の1/2⇒2/3(中小は2/3⇒4/5)に拡充(上限あり)※従業員の解雇等を行わない事業主には助成率の上乗せあり。・支給限度日数：3年間で150日⇒300日に拡充(最初の1年間で100日⇒200日分まで拡充)・教育訓練を行う



場合は1人1日¥1,200(中小は¥6,000)を加算

○出向・出向元で負担した賃金の2/3(中小は4/5)(上限あり)

詳しくは最寄りハローワークにお問い合わせを。

「セーフティネット貸付」

日本政策金融公庫 横浜支店総括課長 福地 誠 氏

日本唯一の政府系金融機関として中小企業を支援する制度。中小企業基本法で定められた中小企業の範囲であれば、上場企業や大企業の連結子会社でも相談可(今年度限り)。ご利用は、社会的・経済的環境の変化で売上や収益が減少するなど業況が悪化している方、金融機関との取引状況の変化による資金繰りや、関連企業の倒産に伴い経営に困難をきたしている方。政府の第2次補正予算により、貸付限度額を1企業あたり4億8千万円⇒7億2千万に拡充。貸付期間も1年延長し8年以内に。業績が特に悪化している場合は金利を0.3%引き下げる。まずは最寄り支店まで相談ください。

今回のセミナーは緊急実施をしたにもかかわらず41名の参加をいただき、個別相談会にはそのうち約3割の参加者が予定時間過ぎまでじっくりご相談をされた。今後しばらくはまだ厳しい情勢が続くことから、同説明会と相談会を横浜地区以外にてもう1回程度実施をしたい。(文責 事務局)